

兵庫県立大学附属中学校いじめ防止基本方針

兵庫県立大学附属中学校

1 学校の方針

本校は、兵庫県立大学との緊密な連携のもとに播磨科学公園都市の優れた教育研究環境を活用して、科学技術における学術研究の後継者や、国際感覚豊かな創造性あふれる人材の育成を狙いとした教育を行っている。また、中高大一貫教育の実現を図るため、中学校・高校と大学の時期を一貫した教育期間として捉え、中高大連携教育プログラムを実践するなど、兵庫県立大学との連携を基調とすることを学校経営方針とし、「知・徳・体のバランスの取れた人の進歩」と「地域社会との交流や創造性あふれる生徒の育成」＝『創進の人』をモットーに、健康で自律性・社会性を身につけた生徒を育てることをめざしている。

そのため、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組み自己有用感を高め、いじめ防止に向け、中高の連携はもとより、生徒・保護者・地域住民とも連携を密にし、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本的な考え方

いじめについては、平素より教職員全員が個々の生徒たちの学校生活や家庭環境の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化を見逃さないよう気を配っている。また、附属高校が隣接していることで高校との情報共有も容易であるという利点も有効活用している。しかしながら、最近の SNS を介してのいじめ・誹謗中傷が発生していることから、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負うことに繋がる疑いがある場合、金品等に重大な被害を被ることに繋がる疑いがある場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、大学本部に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、大学本部が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

6 その他の事項

本校は、保護者や地域から信頼される学校を目指し、開かれた学校づくりのためこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 校内指導体制及び関係機関

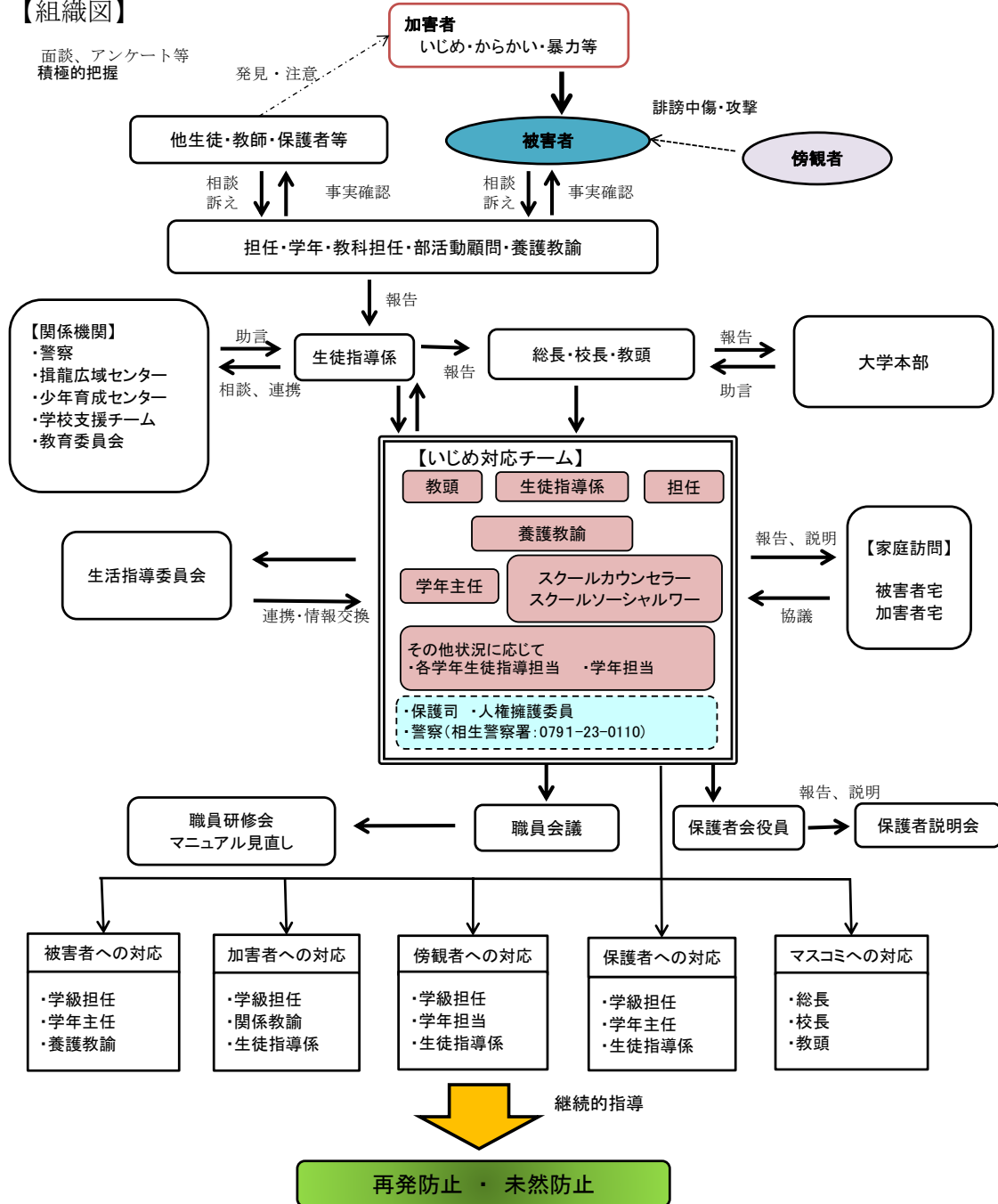
いじめ問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対応チーム」である。

* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成29年8月改定版)を参照

いじめ対応チームについて

- 教頭及び生徒指導係、学級担任を中心に、養護教諭、学年主任、学年担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで編成する。(事案の状況に応じて、関係職員及び警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 特別支援教育推進委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べることが多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

II 年間指導計画

本校のめざす
学校像
兵庫県立大学・兵庫県立大学
附属高等学校との緊密な連携
のもとに、理数教育・国際理
解教育に重点をおいた少人数
指導の特色を生かした教育を
することにより創造性あふれる
校風の樹立に努める

育てたい
生徒像
思いやりや寛容の心を持ち、
多様な人々と共生する態度を
養い、自主・自律的に生きる
力をつけた生徒

学校教育目標	1	自ら考え、自ら学び、個性を伸ばす
	2	基礎・基本の徹底を図るとともに、自然科学を中心に、人文・社会科学も広く 学び、科学への関心を高める
	3	国際感覚を養い、国際社会に貢献できる人材を育成する
	4	研究者、科学者や地域の人々と交流し、高い志をもって未来をひらくもつ心豊 かな人を育成する

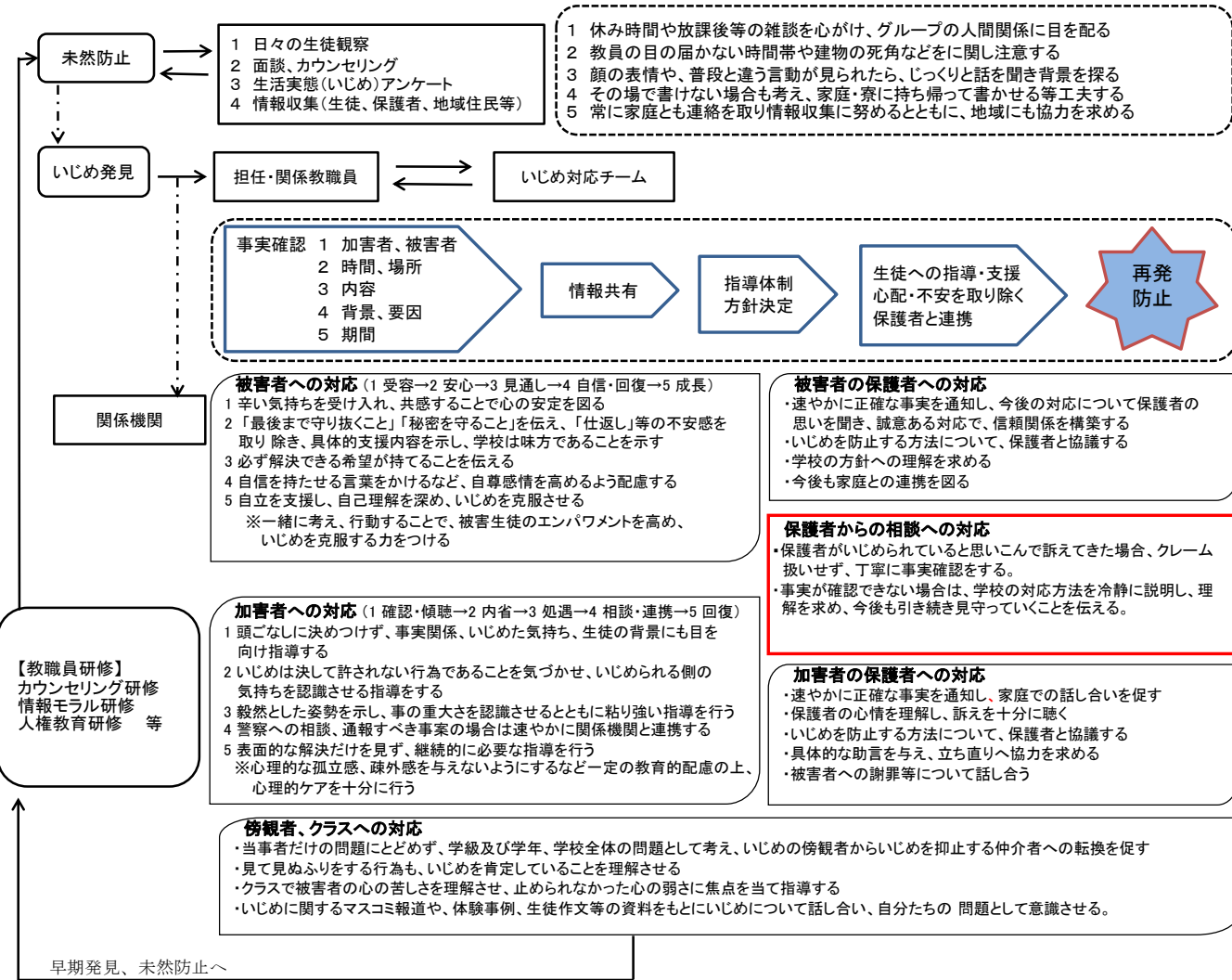
いじめ対応チーム：教頭 生徒指導係 学級担任 養護教諭 各学年主任 学年担当
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
*状況に応じ関係職員等も含めて編成

《年間指導計画》

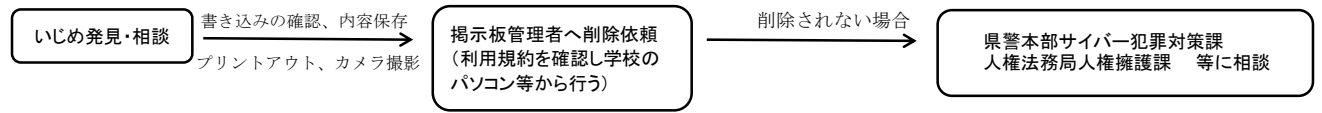
	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	いじめ対応チーム ・指導方針の確認 ・前期計画作成 職員会議 ※1		個人面談・個人状況把握 ※2	<p>1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。 3 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>危機管理の心構え「さしすせそ」</p> <p>さ:最悪を想定する し:慎重に対処する す:素早く対処する せ:誠意を持って対処する そ:組織全体で対処する</p> </div> <p>※1 職員会議 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。 ※2 生活実態(いじめ)アンケート 年度当初、大型連休明け、各学期始めに、休み中の状況把握と同時にいじめの実態把握のアンケートを実施する。 ※3 個人面談/個人状況把握 年度当初、各考査後等の区切りごとに個人面談を実施し、生活状況把握するとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。 ※4 いじめ実態把握調査 生徒、保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施し、その調査状況を元に特別支援の計画等を作成する。 ※5 カウンセリングマインド研修 ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。 ※6 保護者向け啓発/研修 ホームページ等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知する。 ※7 人権教育研修/情報モラル研修 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。 ※8 学級・学年づくり/人間関係づくり 前期、後期を通して、クラスや学年の人間関係づくりについてLHR等で学習する。</p>
5月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会、保護者会 ※6	いじめ実態把握調査 ※3 人権・特別活動計画に反映 (文化祭)	個人面談・個人状況把握	
6月		学級・学年づくり 人間関係づくり 人権教育研修 いじめ防止LHR ※7	個人面談・個人状況把握	
7月		※8	三面談 家庭訪問等 個人状況把握	
8月	事業発生時、緊急対応会議の適時開催(通年)	カウンセリングマインド研修 ※5		
9月	いじめ ・情報共有 ・後期計画等 職員会議	学級・学年づくり 人間関係づくり (3年修学旅行)	個人面談・個人状況把握	
10月		学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会)		
11月	保護者向け 研修会	学級・学年づくり 人間関係づくり (アートフェスティバル)	個人面談・個人状況把握	
12月		人権教育研修	個人面談・個人状況把握	
1月		学級・学年づくり 人間関係づくり	個人面談・個人状況把握	
2月				
3月	いじめ対応チーム ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正 いじめ実態アンケート送付	カウンセリングマインド研修 次年度に向けクラスづくり	カウンセリングマインド研修	

III 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対応チームを中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。
 取り組みにあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応



- ☆生徒への指導ポイント**
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んで、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることで自分へのリスクも回避されること
 ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
 ※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事実(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、大学本部に報告し、大学本部の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口にて「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・キャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。